

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主価値の継続的増大を目指す為に、経営の健全性、透明性、コンプライアンス遵守が最重要課題の一つと考えております。その実現のために、社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性確保、ならびに現場部門から独立した社長直属の内部監査担当の設置など、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1. 情報開示の充実(4)(5)】

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<1>業務執行役員(経営陣幹部)

当社は特に業務執行役員の選任基準について定めておりませんが、会社法及び金融商品取引所が定める基準に準拠しております。今後につきましては、明確な選任基準の制定等検討してまいります。

<2>社外取締役および監査役

役員を選任するにあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者について、有価証券報告書及び株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。

なお、業務執行役員選任については会社法及び金融商品取引所が定める基準に準拠しておりますが、今後は選任基準の公開等含め検討してまいります。

【補充原則3-1<2>】

現在、当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、英語での情報開示については行っておりませんが、海外株主の比率等を注視し、今後の課題として検討してまいります。

【原則4-8】

当社は社外取締役を2名選任しており、うち1名を独立社外取締役としております。選任している社外取締役は企業経営に関する知見を有し、多角的、中立的視点から監督、提言を適切に行っており独立社外取締役としての責務を十分果たしております。

今後は経営環境の変化、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化に向け、必要に応じて会社機関等体制の見直しや独立社外取締役の増員等検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

上場株式の政策保有については、当社の中長期的な発展に寄与すると認められる場合に政策保有を行うことを基本としております。その上で四半期毎に関係部署において評価を行い、取締役会において当社の利益に資するかどうか等勘案し、必要に応じ保有の合理性を検証しております。

議決権行使に関する判断要素は、総合的に勘案した上で個々の保有状況に応じ、当社と政策保有先双方の継続的な企業価値を向上させるかを基準に都度判断を行っております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は関連当事者間の取引については、取締役会において審議し、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外した上で、決議を行うこととなっております。取引については財務経理部門において確認を行い、監査役及び会計監査人が監査を行っております。また開示対象となる取引がある場合、事業報告及び有価証券報告書等で開示しております。

【原則3-1. 情報開示の充実(1)(2)(3)】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は企業理念、行動理念及び中期経営計画「VISION2020」を当社ウェブサイト

(<http://www.members.co.jp/company/membersway.html>)

に掲載しております。

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載の通りです。また、現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の3.に記載の通りです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の役員報酬については、業績連動型報酬制度を導入しております。また、業績連動型報酬の一部として、中長期的な企業価値創造に直接的に結びつく株式報酬制度を導入しております。報酬の一部を株式とすることにより会社業績・取締役の貢献度などを報酬に反映させ、当社の業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め企業価値の向上を目指すことを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を付与する制度を導入しております。
なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役には、基本報酬部分については無報酬または固定報酬としております。

【補充原則4－1<1>】
当社では2001年より、権限の委譲による意思決定の迅速化を図ることをめざし、執行役員制度を設け、機動的な経営を行っております。

<取締役会>
当社の取締役会は常勤取締役2名、非常勤取締役2名で構成されております。原則として非常勤も含めた全取締役、全監査役が出席する定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、会社法上の決議事項および取締役会規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。

<執行役員会>
当社の執行役員会は常勤取締役2名、執行役員5名で構成されており、原則として全常勤取締役、常勤監査役、全執行役員が出席し定時で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時執行役員会を開催し、執行役員会規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定（取締役会決議事項を除く）、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では社外役員の独立性に関する判断基準を制定し、有価証券報告書において開示しております。具体的な内容は、最新年度の有価証券報告書（http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=yuho_pdf&sid=2210890）44ページ、6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】に記載の通りです。

【補充原則4－11<1>】
当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、長期的に経営経験があり、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されております。
また、当社の監査役には弁護士、公認不正検査士等があり、財務・会計、監査及び法務に関する適切な知見を有しております。

【補充原則4－11<2>】
当社の社外取締役2名のうち1名は他の上場会社等の役員を兼務しております。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないしは監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、招集通知や有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等において、毎年開示を行っております。

【補充原則4－11<3>】
当社は取締役会の実効性について社外取締役が必要に応じ分析・指導しております。

【補充原則4－14<2>】
取締役及び監査役には、その職務の遂行に必要な知識の習得や役割・責務の理解のために、随時トレーニングの機会を提供し、その内容を開示することを基本方針としております。当社取締役及び監査役は外部セミナー等に積極的に参加することで、役割・責務の遂行のために必要な知識、時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を通じてその意見に真摯に耳を傾け、経営に反映させることが重要だと認識しております。そのためにIR担当部署を設置し、株主との積極的な対話の場を設け、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
剣持 忠	1,725,100	28.48
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	1,117,600	18.45
メンバーズ従業員持株会	200,300	3.30
高木 邦夫	92,500	1.52
小峰 正仁	85,900	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	78,700	1.29
株式会社メンバーズ	76,800	1.26
露木 琢磨	67,900	1.12
山本 治	62,000	1.02
勝又 一仁	61,700	1.01

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉井 信隆	他の会社の出身者											
徳久 昭彦	他の会社の出身者							○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉井 信隆	○	インターウォーズ株式会社 代表取締役社長（現任）	他社における経営者としての豊富な経験および高い見識を、当社の経営に反映していただくことを目的として選任しております。 当社との間に、過去および現在において意思決定に影響を与える取引関係はなく、独立役員としての公正・中立な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
徳久 昭彦		デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役（現任） 株式会社プラットフォーム・ワン 取締役（現任）	インターネットにおけるメディアレップ事業（広告枠の仲介事業）の大手企業での役員経験による豊富な知見を当社の経営に反映していただくことを目的として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査法人アヴァンティアと監査契約を締結しており、監査役は、半期毎に監査法人アヴァンティアより監査結果の報告を受け、情報の共有及び意見交換を行い、連携をとっております。

また、会社における法令違反及び不正等のリスクを未然に防ぐため、社長直轄の組織である内部監査担当が主管となり、全部署を対象として定期的な内部監査を行っております。監査役は、必要に応じて内部監査担当と情報交換を行い、監査の有効性や効率性の向上のため連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
甘粕 潔	他の会社の出身者													
土屋 洋	他の会社の出身者													
露木 琢磨	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
甘粕 潔	○	独立役員に指定しております。	公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくことを目的として、選任しております。当社との間に、過去及び現在において意思決定に影響を与える取引関係はなく、独立役員としての公正・中立な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる

			恐れがないと判断しております。
土屋 洋		_____	これまでの当社の常勤監査役としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけることから、選任しております。
露木 琢磨	○	独立役員に指定しております。 露木・赤澤法律事務所 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社取締役（現任）	弁護士であり企業法務に精通していることから、より専門的な監査を執行することができ、当社の経営監視体制の強化を図るべく選任しております。当社との間に、過去及び現在において意思決定に影響を与える取引関係はなく、独立役員としての公正・中立な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

・社外役員の独立性についての当社の考え方
 当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、この基準を満たす役員を独立役員として名古屋証券取引所に届出をしております。

当社では社外役員の独立性に関する判断基準を制定し、有価証券報告書において開示しております。具体的な内容は、最新年度の有価証券報告書(http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=yuho_pdf&sid=2210890)44ページ、6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】に記載の通りです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

当社の役員報酬については、業績連動型報酬制度を導入しております。また、業績連動型報酬の一部として、中長期的な企業価値創造に直接的に結びつく株式報酬制度を導入しております。報酬の一部を株式とすることにより会社業績・取締役の貢献度などを報酬に反映させ、当社の業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め企業価値の向上を目指すことを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を付与する制度を導入しております。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役には、基本報酬部分については無報酬または固定報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

役員、従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

平成27年3月期における、当社の取締役および監査役に対する役員報酬については、以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額: 48,360千円(社外役員を除く)

監査役の年間報酬総額: 8,400千円(社外役員を除く)

社外役員の年間報酬総額: 7,200千円

また、社外取締役1名は無報酬であります。

(注)上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給料手当(13,712千円)は含めず表示しております。

その他詳細につきましては、有価証券報告書において開示されており、その内容は当社ホームページにおいても掲載されております。

以下のURLをご参照ください。

(<http://www.members.co.jp/ir/library/>)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1)当社の取締役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会決議により、年間150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と定められております。
- (2)上記(1)とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成25年6月21日開催の第18期定時株主総会決議により、年額50,000千円以内と定められております。
- (3)当社の監査役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会決議により、年額30,000千円以内と定められております。
- (4)上記(3)とは別枠で、監査役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会決議により、年額3,000千円以内と定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、取締役会運営事務局が取締役会資料の確認を事前に行い、前日までに社外取締役および監査役に送付しております。社外監査役においては、取締役会開催前に必ず時間を設け、常勤監査役より取締役会の資料に基づき説明を行っております。社外取締役においては必要に応じ代表取締役より事前の説明を行っております。また、取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整えており、コーポレートサービスディビジョン総務・情報システムグループが中心となって、速やかに情報提供するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、適切な内部統制システムを構築することを目的として、取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を定めております。当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、および社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性確保、ならびに現場部門から独立した社長直属の内部監査担当の選任など、内部統制システムの強化に努めております。なお、当社の経営意思決定および監督に係る主な経営管理機関は以下のとおりです。

<取締役会>

当社の取締役会は常勤取締役2名、非常勤取締役2名で構成されております。原則として非常勤も含めた全取締役、全監査役が出席する定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。また、当社は、監査役会設置会社であります。取締役4名のうち2名を社外取締役としており、取締役の業務執行に対する監督に加え、外部的視点から経営の助言をいただいております。尚、非常勤取締役2名のうちの1名は、当社から多額の報酬を得ていないなどの金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外取締役としております。

<執行役員会>

当社の執行役員会は常勤取締役2名、常勤監査役1名、執行役員5名で構成されております。原則として全常勤取締役、常勤監査役、全執行役員が出席し定時で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時執行役員会を開催し、経営に関する重要事項の協議決定(取締役会決議事項を除く)、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

<監査役会>

当社は監査役会を設置し、監査役制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、監査役会が定めた方針に沿い、取締役を監査しております。監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、監査法人や内部監査担当とも適宜連携して情報を共有し、経営監視機能の向上を図っております。なお、監査役3名のうち2名は、当社から多額の報酬を得ていないなどの金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす独立社外監査役としております。

<内部監査>

当社は、各現場部門からは独立した代表取締役社長直属の内部監査担当(1名)を設けております。内部監査計画に基づき、業務の適正性を監査し、随時、内部統制に関する課題等についてアドバイス・改善指導等を実施しております。また、内部監査の実効性、効率性を高めるため、監査役や監査法人とも適宜連携して情報を共有しております。

<会計監査>

会計監査については、監査法人アヴァンティアを選任し、監査業務を執行した公認会計士は小笠原直、木村直人であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名であります。

<指名について>

取締役の指名については、経営に関わる技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、取締役会にて協議して候補者を選定しております。また、候補者は最終的に株主総会の承認を経て取締役に就任しております。監査役の指名については、監査役として必要とされる技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、取締役会または監査役会が適切な人物を推薦したうえで候補者を選定しております。また、候補者は最終的に株主総会の承認を経て監査役に就任しております。

<報酬決定等の機能について>

取締役および監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の上限金額の承認をいただいております。各取締役の報酬の具体的な金額、支給方法については、職務内容と会社業績への貢献度を勘案し、取締役会で決定しております。各監査役の報酬の具体的な金額、支給方法については、職務内容を勘案し、監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、社外取締役2名と社外監査役3名が各自の経験や見識に基づいた客観的立場により監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化を行っております。

社外取締役は、経営者として、あるいは他社における長年の経営企画・戦略業務経験を有し、豊富な経験と幅広い見識を有する適任の者として選任しております。

社外監査役は、豊富な経験と幅広い見識及び専門性を有する適任の者として選任しております。

それら社外役員は、豊富な経験と幅広い見識及び専門的な見地に基づき監査業務を執行し、今までに現体制における問題は生じておりません。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会は集中日の回避等、株主の皆様が参加しやすい開催場所及び開催日の設定に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催はしていません。 なお、通期決算発表時に、当社ホームページにおいて代表取締役社長による決算説明動画の配信を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算開示等、IR情報の開示を行っております。 (http://www.members.co.jp/ir/) タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組む方針であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室においてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報管理に努めることとしております
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は東日本大震災の復興支援として、長期的かつ継続的に震災復興に貢献するため、現地での雇用が重要と考え、ウェブガーデン仙台を開設いたしました。 また、地方の雇用促進及び活性化のため地方拠点の開設を行っており、2015年4月にウェブガーデン北九州を開設いたしました。
その他	(女性の活躍に向けた取り組みについて) 当社は女性が長く働き活躍できる仕組み作りを行っております。仕事だけではなく、出産・育児についても安心して取り組めるよう意識的に制度を整備し、女性の長期就業を支援しております。 育児休暇制度では、最大で子供が3歳になるまで育児休暇を取得することができ、育児における勤務時間短縮制度においても、小学3年生まで就業時間を制限し働くことが可能です。 また、女性に限定せず育児対象者に対して在宅勤務制度を設けることで、育児と業務の両立を実現できる職場環境の整備に取り組んでおります。 このような女性の長期就業を促す制度の整備、導入により、従業員に対する女性社員の割合は36%となっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

・内部統制システムの整備状況

当社は基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、および社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性を確保しております。ならびに現場部門から独立した内部監査担当を選任し、内部監査担当にて内部統制システムの整備および運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底しております。反社会的勢力に向けた具体的な取り組みとしては、反社会的勢力対策規程を制定し対応部署をコーポレートサービスディビジョンとし、平素より弁護士等の外部専門機関との連携および反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

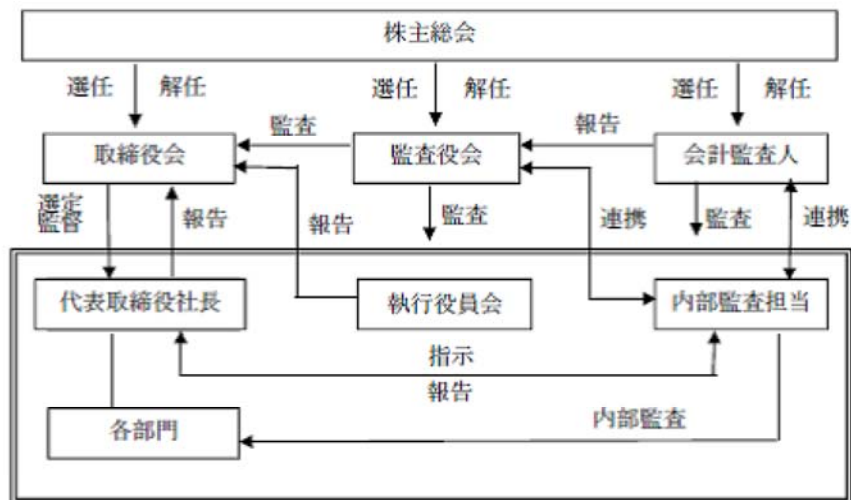
該当項目に関する補足説明

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、当社株式に対する大規模買付行為があった場合には、適時適切な情報開示に努めるとともに、法令及び定款の範囲内で、その時点における適切な対応をしてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制については、充実へ向けて今後も状況に応じて見直し、更新してまいります。

■内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



■適時開示体制の概要(模式図)

